

# 街路景観において知覚・想起される要素とその構成に関する研究 —大阪市建築美観誘導適用街路を対象として—

都市計画分野

三原 拓

## Abstract

本研究では、都市の中でも特に重要な意味を持つとされる街路の景観について、先駆的な取り組みであった大阪市建築美観誘導とその適用街路を対象に、その誘導効果を具体的な誘導基準への適合状況から把握した。同時に、知覚・想起実験を行い、街路の捉えられ方を、特に街路景観のまとまりに着目して分析することで制度によって形成されつつある街路景観の現状を把握した。それらの結果から、研究対象街路では建築物・建築物群によって強く印象付けられる街路景観が多様に体験されることが分かった。また、その特徴を明らかにした上で、誘導基準への適合状況から街路景観形成において大阪市建築美観誘導が果たしてきた役割を明らかにした。また、誘導基準以外の要因についても知覚要素への影響を分析し、今後の街路景観形成への取り組みにおいて重要と考えられる事項を整理した。

## 1 はじめに

### 1-1 研究背景

都市景観の中でも街路は特別な意味を持つ。J.Jacobs<sup>1)</sup>は「街路はその都市のイメージであり、最も肝要な器官である。」と述べ、街路を都市景観の重要な要素としている。また K・Lynch<sup>2)</sup>は都市において想起されるイメージは「たくさんの人々の間で本質的に一致し」、また「細部が常に変化する都市においては都市の分かりやすさ・イメージのしやすさこそが重要である」と述べ、都市のイメージを構造的に示した。日本でもこの手法を用いた都市景観形成への取り組みが多くなされている。

また、地域での主体的なまちづくりが盛んになるとともに、地域住民が景観形成への取り組みに参画する機会も増えている。特に規制誘導手法には住民が事業者として関わるため、目指す街路景観は人の知覚・想起に基づいたわかりやすいものであるべきである。

大阪市では戦前から美観地区を指定し、都市美の創造に積極的に取り組んできた。特に大阪市都心部の主要街路においては「不愉快な景観をなくす」ことを目標に大阪市建築美観誘導を1982年に先駆的に制定している。運用開始から30年近くが過ぎ、課題が指摘される中で<sup>3)</sup>、制度の目指している街路景観を人による知覚・想起に基づき記述することは、今後の住民と連携した街路景観形成への取り組みに活かす上でも意義がある。

### 1-2 研究目的

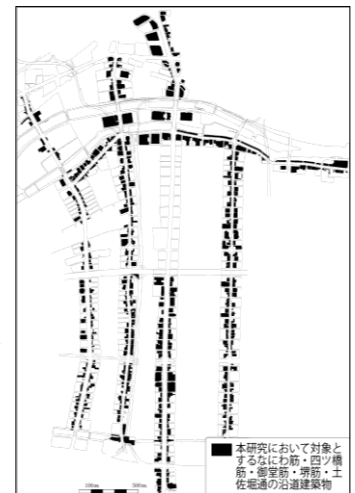
大阪市建築美観誘導とその適用街路を対象として、街路空間において知覚・想起される要素から街路景観形成の取り組みを分析することで、現行の誘導基準からみえる制度の目指す街路景観とその誘導の効果を明らかにすることを目的とする。

### 1-3 研究の位置づけ

景観形成に向けた取り組みについてその制定過程や運用手法を明らかにした研究<sup>3)</sup>や、都市空間における知覚される要素を明らかにした研究<sup>4)</sup>、また想起されるイメージを明らかにした研究<sup>5)</sup>等、既往研究は多い。本研究では、街路景観において知覚・想起される要素によって街路景観形成への取り組みとその誘導効果を記述する点で他の研究と異なる。

### 1-4 研究の対象

本研究では大阪市建築美観誘導（以下、本制度）適用街路である国道2号、なにわ筋、四ツ橋筋、御堂筋、堺筋、土佐堀通のうち、階数に関する具体的な誘導基準<sup>1)</sup>がない国道2号を除いた5街路<sup>2)</sup>とその沿道建築物を研究の対象とする（図1）。



### 1-5 研究の方法

まず大阪市建築美観誘導の誘導状況を整理し(2)、街路景観において知覚・想起される要素を明らかにする(3・4・5・6)。続いて、知覚・想起要素から大阪市建築美観誘導の誘導基準への適合状況を分析し、これまでの取り組みと街路景観の捉えられ方との関係を明らかにする(7)。さらに誘導基準以外の指標に対する要素との関係を把握し(8)、今後の制度運用の展望を行う。

## 2 対象街路沿道建築物の誘導基準への適合状況

本制度において具体的な数値基準として設けられている建築面積、間口幅、階数に着目し、本制度適用街路の

沿道建築物の適合状況について把握する。

表1：大阪市建築美観誘導の数値基準への適合状況（建築物数の割合）

建築面積	間口幅	階数	なにわ筋 (n=190)	四ツ橋筋		御堂筋		堺筋		土佐堀通		5街路合計 (n=969)
				北部 (n=92)	南部 (n=115)	北部 (n=45)	南部 (n=117)	北部 (n=71)	南部 (n=147)	東部 (n=137)	西部 (n=55)	
①	○	○	36.6%	60.9%	42.6%	53.3%	54.7%	46.3%	26.8%	43.8%	36.4%	44.3%
②	○	○	5.3%	1.1%	0.9%	8.9%	5.1%	4.8%	4.2%	0.0%	3.6%	3.5%
③	○	×	0.5%	2.2%	9.6%	2.2%	1.7%	6.8%	5.6%	2.2%	7.3%	3.9%
④	○	×	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
⑤	×	○	17.9%	10.9%	12.2%	2.2%	4.3%	9.5%	8.5%	10.9%	18.2%	11.2%
⑥	×	○	9.5%	5.4%	14.8%	8.9%	0.0%	2.0%	1.4%	0.7%	1.8%	5.2%
⑦	×	×	12.6%	6.5%	11.3%	2.2%	9.4%	18.4%	45.1%	32.8%	20.0%	17.5%
⑧	×	×	17.9%	13.0%	7.8%	22.2%	24.8%	12.2%	8.5%	9.5%	12.7%	14.2%

※基準を満たしていれば○、満たしていなければ×とする。例えば①は全ての基準を満たす。

※網掛け…全体に占める割合の多い類型の中でも、該当類型の建築物が多い街路

表1は、各建築物を基準への適合状況より8つに分類し、街路毎にその割合を示したものである。5街路全体の建築物の過半数が依然基準を満たせていない。特に「⑦階数のみ満たす」と「⑧全ての基準を満たさない」が多い。5街路全体における建築面積、間口幅、階数の誘導基準へのそれぞれの適合状況は「①②③④建築面積を満たす」が51.1%、「①②⑤⑥間口幅を満たす」が63.9%、「①③⑤⑦階数を満たす」が77.0%で、建築面積を満たせていない建築物が多いことが分かる。

また、本制度適用後の更新による適合状況の変化を示したのが表2である。本制度特有の基準である間口幅については改善がみられる。また「⑧全ての基準を満たさない」の割合は3分の1程度にまで下がっており、ある程度の誘導効果があると言える。一方、更新後の建築物に対して「①全ての基準を満たす」が占める割合が半数程度しかないことや、隣地との敷地併合が行われないう限り建築面積への適合状況が解決しないという構造的問題を抱えている建築物は現行制度では改善が難しいこと等、運用上の課題がある。

### 3 知覚・想起実験の概要

次に、対象地の街路景観が、人によってどのように知覚され、また想起されるかを調査する。対象地として、本制度の意図した街路景観が期待される四ツ橋筋北部、特殊な敷地条件であり制度上課題のある土佐堀通東部、適合状況が全街路の中で平均的な堺筋北部を選定した。

実験では被験者28人を2グループ各14人に分け、グループ毎に指定したルート歩きながら提示した要素に基づき街路景観を記述させた（知覚実験）。その後、歩いた街路について想起されるものを自由に記述させ、個別のインタビューにて補完した（想起実験）。

### 4 知覚実験の結果

表3は知覚実験にて用いた要素を、表4は記述内容の集計方法を、図2は知覚実験の集計結果を示す。

i) 図3は、まとめ記述についての記述率とその偏りを示したものである。記述率とまとめ度

表3：参考とした本制度の記述と実験に用いる要素

本制度の誘導指針より抜粋	実験にて用いる要素・記述言語
まとめ	まとめ：「まとめあり」「まとめなし」
個性	外観：「目を惹く外観」
低層部	低層部：「目を惹く低層部」
壁面後退	開放性：「広い」「狭い」

表4：知覚実験の集計の方法と評価指標

被記述建築物	被験者 A B C	まとめあり/なし	記述率	まとめ度	記述率 全被験者に対する建築物毎へのまとめ記述の頻度
[建築物A]	[被験者A] [被験者B] [被験者C]	2 0	あり 2/3×100=67 なし 0/3×100=0	2/(2+0)×100=100	まとめ度 記述のあった建築物毎のまとめ記述の偏り。まとめ記述の割合をXとし、 50%≤X≤100% ⇒+100~-+50 0%≤X<50% ⇒-50~-100
		3 0	あり 3/3×100=100 なし 0/3×100=0	3/(3+0)×100=100	
[建築物B]	[被験者A] [被験者B] [被験者C]	2 1	あり 2/3×100=67 なし 1/3×100=33	2/(2+1)×100=67	
		1 2	あり 1/3×100=33 なし 2/3×100=67	1/(1+2)×100=33	



図2：知覚実験結果（まとめと外観・低層部）

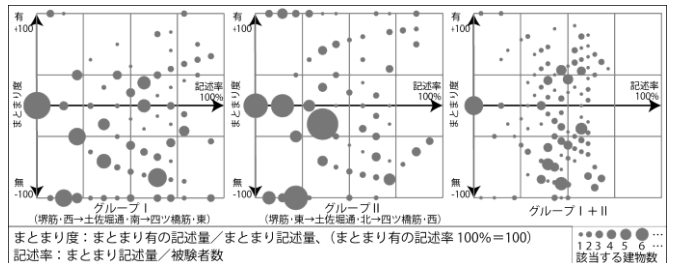


図3：各建築物へのまとめ記述率と偏りの分布（n=239）

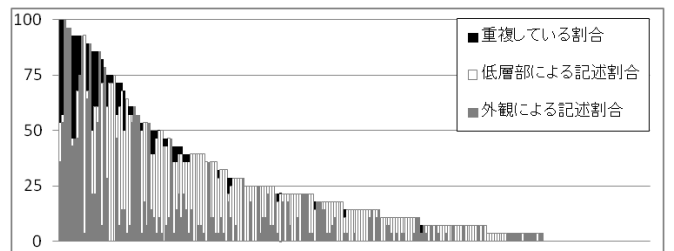


図4：建築物毎の外観記述と低層部記述の割合（縦軸：記述率、n=239）

それぞれ 46.5%、[-56.2]となり、全体的に印象が薄い、もしくは一連の街並みとして知覚されていない建築物が多く、さらに街路景観としてのまとまりを欠くと判断されている。各建築物の分布をみると、記述率が大きくなるにつれ記述内容にも大きく偏りが出る。つまり、多くの被験者によって記述される建築物群は、共通の判断が下される分かりやすい街路景観と言える。一方、知覚は視点場によって強い影響を受けるため、同じ建築物群に対して歩いたルートが違うグループ I とグループ II の間に記述率・記述内容ともに大きな違いがあった。

ii) 図 4 は外観と低層部に関する記述を示したものである。外観について高い記述率があった建築物は、その意匠やヴォリュームに特徴のある近代建築や総合設計制度適用建築物が多い。低層部について高い記述があった建築物は、公開空地に植栽を多く設けているものである。

高い記述率の建築物は外観記述の占める割合が高く、外観と低層部の記述が重複している。具体的には低層部が商業系用途でかつショーウィンドーが設けられている建築物について、外観に強い印象が知覚されると低層部についても記述され、相乗的に印象が強くなる。一方、記述率 75% を下回る建築物では記述の重複が少ない。

iii) 「広い空間」と知覚されている場所はその記述対象は少ないが、記述のあった場所では多くの被験者によって共通の記述があった。特に 5m 以上セットバックしている建築物の公開空地や、交差点に面して隅切りを行っている建築物には記述が多かった。一方、狭く知覚される空間は実験対象地に広く分布するが、記述率は低い。

iv) 外観に関する記述率の高い建築物の周辺では、まとまり記述が少ない。つまり、外観が印象的な建築物は一連の景観としてではなく、独立して知覚されている。よって街路景観にまとまりを持たせるためには、外観が目立つ建築物に対しても何らかの誘導が必要となる。

## 5 想起実験の結果

想起実験にて得られた記述を K・Lynch のイメージマップの手法を参考に集計した (図 5)。その結果に基づき、想起されたものと知覚実験での結果を比較分析する。

### 5-1 イメージマップ

交差する path・node は「開けた視界」、「印象の強い建築物への隣接」「別の district との境界」という要因から想起されたが、想起対象は少なく、想起率も低かった。

edge は「水面」「橋梁」「開けた視界」という要因から土佐堀川が多く、被験者から想起・連想された。

landmark は外観について印象強く知覚された建築物ほど高い想起率だった (相関係数 0.75)。一方、低層部への知覚が要因となって想起されることは少ない (相関係数 0.36)。記述された想起要因は「ヴォリューム」「意匠」「低層部用途・形態」「サイン」「広い公開空地」だった。

district は 10 地区が抽出された。そのうち 8 つが線上の

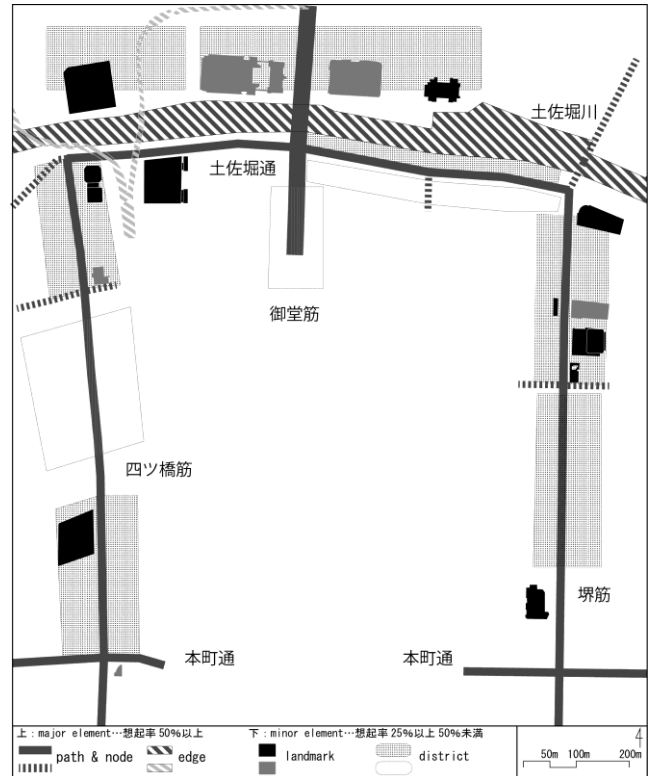


図 5: 実験対象地のイメージマップ (N=28)

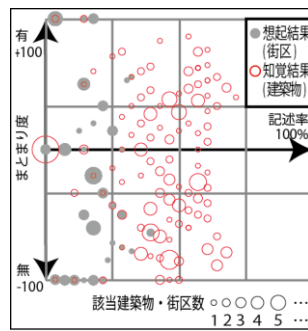


図 6: 知覚時と想起時のまとまり記述の分布比較 (建築物数=239、街区数=71)

表 5: 知覚時と想起時のまとまり記述の街区平均の比較による分類

	増大	縮退	消失	記述率	
				増大	縮退
まとまり	1	24		25	
増幅	1	15	3	16	
不明瞭化	1	1		2	
変化なし	0	25		25	
錯覚	3	65	3	71	
合計					

知覚時と想起時の街区毎のまとまり記述の比較より記述率の増大 (増える)、縮退 (減る)、消失 (無くなる) まとまり度の増幅 (絶対値が大きくなる) 不明瞭化 (絶対値が小さくなる) 錯覚 (符号が反転する) とする

district となっており、街路景観がイメージに及ぼす影響が強いことが分かる。また、本制度適用街路以外にも 3 つの district が想起され、沿道建築物以外の建築物も街路景観に影響を及ぼしていることが分かる。

### 5-2 まとまり (図 6・表 5)

知覚実験にて用いた「まとまり」について、想起実験でも建築物群のまとまりについて記述を求めた。想起時には知覚時の情報がより抽象化されるため、記述率の比較からみると、印象が増大している街区もあるが、全体的に印象の縮退が多い。また、まとまり度においては印象が増幅されるものと、まとまり認知に錯覚が起こるものが多かった。印象の増大や錯覚は街区内の特定建築物、もしくは隣接する印象の強い街区の影響を受けていると言える。また、知覚時は「まとまりあり」と「まとまりなし」が広く記述されたが、想起時には「まとまりなし」と記述されることの方が多い。さらに、想起率が低い街区におけるまとまり度は[±50]の付近にあり、イメージしにくい街路景観であるが、一方で、記述率の高い区間に



おいては、多くの被験者が共通の内容で記述していた。

## 6 district 分析

想起された district における街路景観について、知覚実験時と想起実験時との比較からその特徴を明らかにする。なお、想起率の高かった7つの district のうち、街路沿道の district でない中之島方面を除いた5つの district を図7に示した。

想起率の比較的高かった7つの district をその特徴や想起のされ方から3つに分類した。1つ目は、堺筋(北)や中之島のように近代建築や超高層建築という共通点を持った landmark が集積することで形成される district であり、ここではその他の不特定多数の建築物群に対するイメージは非常に薄くなり、想起時のまとまり記述率は低

く、かつ印象の不明瞭化が多い。2つ目は、土佐堀通(北東)や四ツ橋筋(鞆公園)のようにその区域全体において知覚された建築物群が比較的知覚記述に近い構成で想起される district であり、各建築物を特定できないものの建築物群としてのイメージは強いため、記述率も比較的高く、印象の増幅が多い。3つ目は、四ツ橋筋(北)や堺筋(南)のようにまとまりのある部分からまとまりのない部分まで多様な街路景観が知覚されていたにも関わらず、想起時には記述内容が1つに偏って想起される district であるため、印象の錯覚が多い。

また、想起率が2割程度のものの中には上述の分類の他、斜交街路の連続によってその街並みや角地の建築物の特殊な形態によって印象づけられる不整形街区が

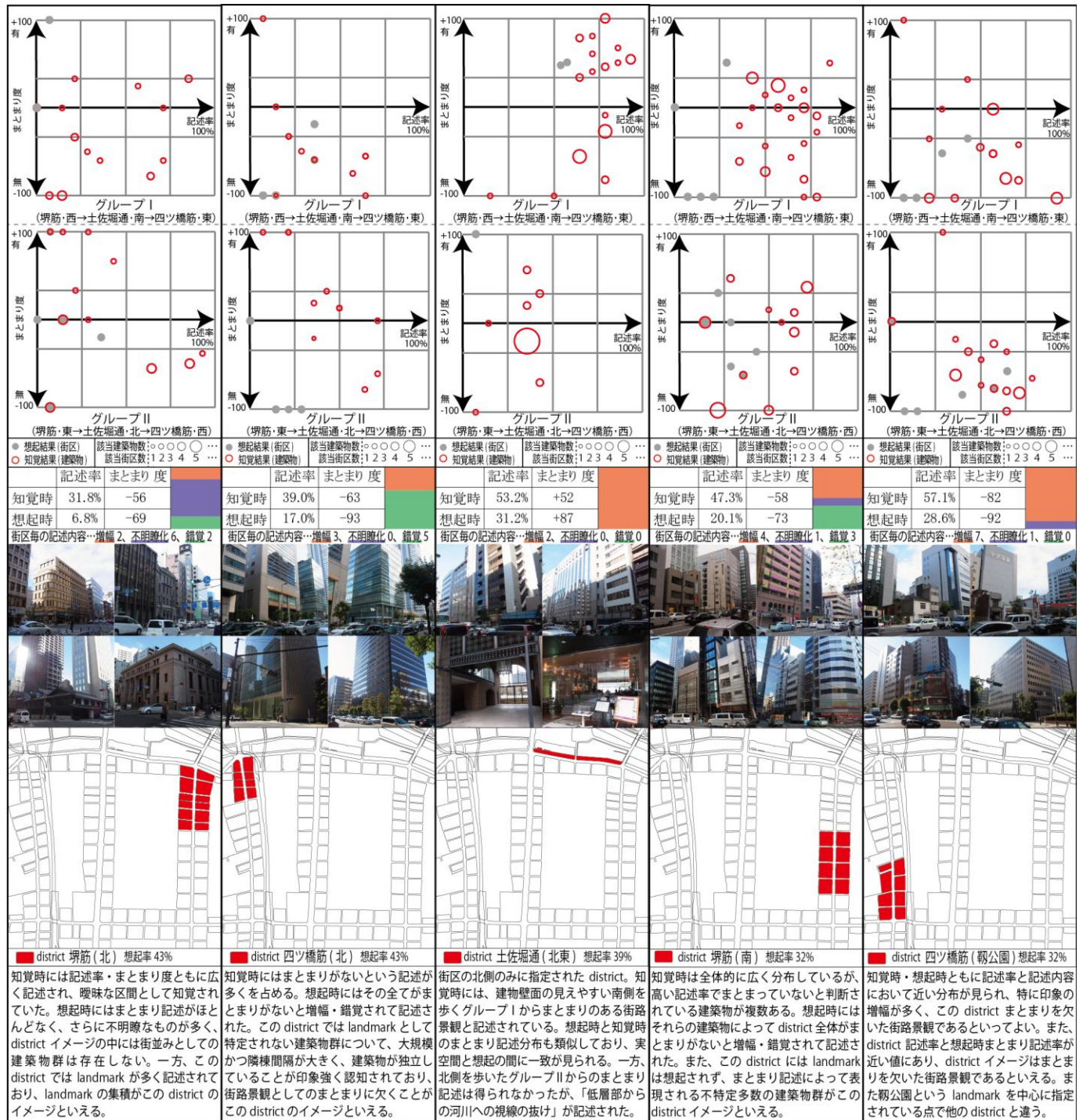


図7：想起率の高かった district における街路景観のまとまりの知覚時・想起時の比較とその特徴

district の特徴として挙げられたものもあった。

## 7 誘導基準への適合状況と要素の関係

図 8 は誘導基準への適合状況による 8 分類の分布を示したものであり、それらと知覚要素との関係を示したものが表 6 である。外観への記述は、適合状況に関係なく、大きすぎる建築物や小さすぎる建築物に対して記述が多い。本制度では小規模建築物を減らすことで「不愉快な景観をなくす」ことを目標としているが、大規模すぎても街路景観に馴染まない恐れがある。

低層部記述は、総合設計制度適用建築物が含まれる「① 全ての基準に適合」が最も高い記述率で、建築面積や間口幅が不適な「③⑦⑧」は低い記述率となる。

まとまりの有無は、平均値から見ると、間口幅と階数の影響が強い。図 9 は各類型のまとまり記述率と記述内容の偏りを示したものである。「① 全ての基準を満たす」建築物の形態は、本制度が目標とする街路景観を形成するものであり、高い記述率とまとまり度の建築物が多く含まれるが、同時にまとまり度の低い建築物も多く含む。一方、「⑧ 全ての基準を満たさない」建築物はほぼ全てがまとまりを欠くと判断されているため、まとまりを欠く建築物を排除するという点で本制度は効果があると言える。特に「②⑥⑧ 階数を満たさない」は統一感のある街路景観に対して貢献しない。ただし、階数の不適合は更新時に隣接敷地との敷地併合を伴わず解消できるため、今後の課題として考えると比較的問題は小さい。ただし「② 高さのみを満たさない」建築物は、そのほとんどが近代建築や重要文化財であるため、街路景観に溶け込ませるよりも、個性を活かした空間づくりが必要である。

また所謂ペンシルビルである「⑦ 高層で狭小間口の建築物」は、本制度において不愉快な景観を作り出すものとして捉えられ、減らすべきものとされている。土佐堀通（北東）は建築面積の確保が難しく、「⑦」の建築物を多く含むが、想起実験では街路景観にまとまりのある district として想起された。反対に、四ツ橋筋（北）はほぼ全ての建築物が「①」によって構成されているが、想起実験では街路景観にまとまりのない district として想起されている。よって、現状では本制度の誘導基準は、必ずしもまとまりのある街路景観を形成できるものとはなっておらず、また本制度で位置づけられているような建築物形態と知覚との関係は確認されておらず、今後の運用においては、本制度適用街路が目指すべき街路景観についてよりビジョンを明確にした上で誘導方法を考える必要がある。

## 8 物理的環境と要素の関係

街路景観を形成している沿道建築物の形態について、物理的指標に対する知覚要素の傾向を分析する。

### 8-1 誘導基準の上乗せ

本制度での基準に数値を上乗せし<sup>(3)</sup>、知覚記述の傾向を

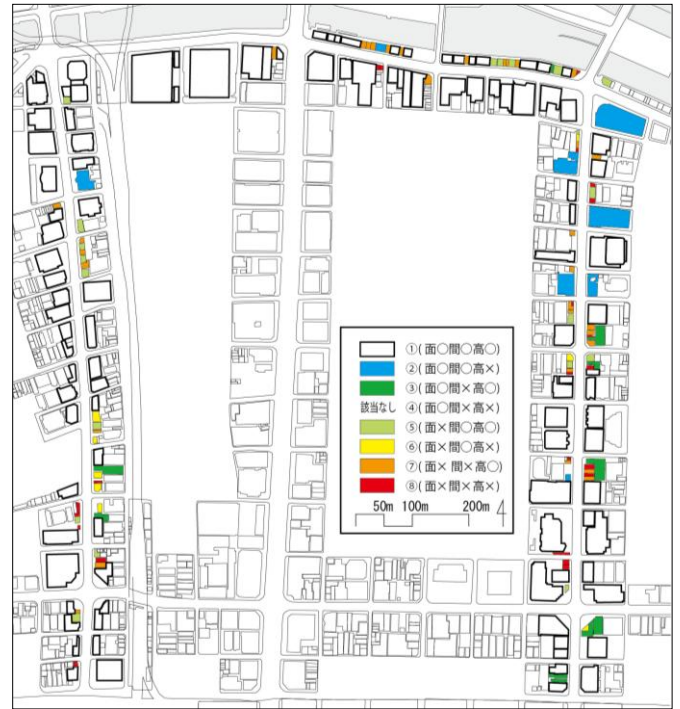


図 8：実験対象地における誘導基準への適合状況とその分布

表 6：誘導基準への適合状況と知覚要素との関係

	建築面積	間口幅	階数	件数	まとまり度		外観記述率	低層部記述率	建築記述率
					記述率	まとまり度			
①	○	○	○	105	42.8%	+52.7	13.5%	21.7%	31.3%
②	○	○	×	10	35.0%	-64.9	45.4%	15.0%	50.7%
③	○	×	○	11	46.8%	-75.9	3.6%	7.1%	10.1%
④	○	×	×	0	-	-	-	-	-
⑤	×	○	○	20	53.8%	-57.8	2.9%	10.9%	13.4%
⑥	×	○	×	8	55.8%	-82.0	18.8%	11.6%	26.8%
⑦	×	×	○	32	52.0%	-52.3	2.3%	8.0%	10.3%
⑧	×	×	×	27	48.7%	-76.9	4.0%	3.8%	7.8%
全体				213	46.5	-56.2	10.8	14.9	23.1

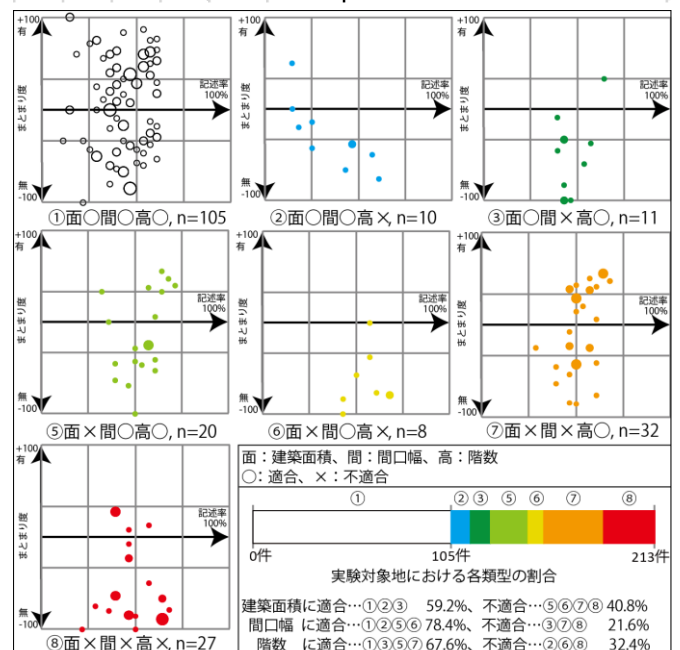


図 9：誘導基準への適合状況と知覚実験におけるまとまり記述の関係

分析する (図 10・表 7 各上段)。i) 建築面積は 200 m<sup>2</sup>未満の建築物は比較的まとまりがないと判断されやすい。200 m<sup>2</sup>以上と 500 m<sup>2</sup>の間には大きな差異は見られず、



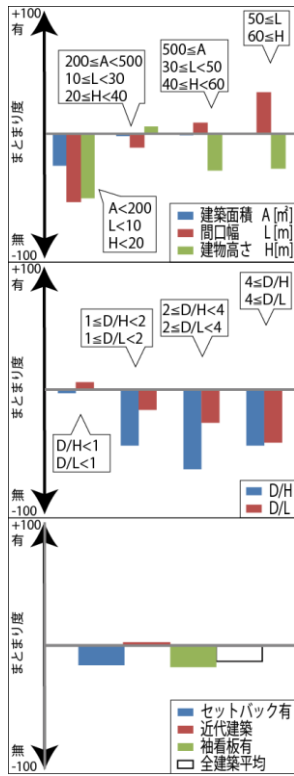


表7: 物理的指標に対する建築物への知覚記述の傾向

	件数	外観 記述率	低層部 記述率	建築 記述率	
建築面積	A<200	87	4.5	7.7	11.7
A[m <sup>2</sup> ]	200 ≤ A < 500	50	11.6	14.3	22.2
	500 ≤ A	76	17.5	23.6	36.7
	A < 200	71	6.4	6.0	11.6
間口幅 L[m]	10 ≤ L < 30	94	10.6	15.5	24.1
	30 ≤ L < 50	42	18.6	25.9	38.4
	50 ≤ L	6	33.9	33.3	64.9
	L < 10	40	12.1	7.8	17.2
建物高さ H[m]	20 ≤ H < 40	98	8.9	18.0	18.3
	40 ≤ H < 60	62	7.6	20.0	25.9
	60 ≤ H	13	36.8	42.0	63.7
	H < 20	213	10.8	14.9	23.1
平均	213	10.8	14.9	23.1	
D/H	D/H < 1	167	10.7	17.1	25.0
	1 ≤ D/H < 2	26	10.9	7.0	15.9
	2 ≤ D/H < 4	16	14.1	3.1	17.0
	D/H ≤ 4	3	2.4	29.8	15.5
D/L	D/L < 1	78	18.3	22.6	35.4
	1 ≤ D/L < 2	62	9.0	15.3	22.4
	2 ≤ D/L < 4	59	4.5	7.4	11.7
	D/L ≤ 4	14	3.3	2.3	5.6
平均	213	10.8	14.9	23.1	
セットバック	なし	171	7.5	10.0	16.4
	あり	42	24.1	35.1	50.5
近代建築	その他	204	7.1	15.1	20.2
	近代建築	9	88.1	18.7	91.7
袖看板	なし	126	15.3	18.4	29.9
	あり	87	4.3	9.9	13.2
平均	213	10.8	14.9	23.1	

図10: 物理的指標に対するまとも記述の傾向

建築面積は最低限度の設定が重要であると考えられる。外観と低層部に関する記述は大きければ大きいほど高い記述率となっている。ii) 間口幅は10mに満たないものは非常にまともを欠くと判断されやすく、間口幅が大きくなればなるほど街路景観としてのまともを得やすくなる。外観・低層部記述は、間口幅が大きければ大きいほど記述率が上がる。iii) まとも記述について、建物高さは20m~40mの間で最も良好な値を得る。低すぎても高すぎても周囲から独立して捉えられやすく、高さのコントロールには最低限度と最高限度を設ける方が好ましい。外観の記述も同じように、低すぎる、または高すぎる建築物は比較的高い記述率となっている。

### 8-2 D/H と D/L<sup>(4)</sup> (図10・表7各中段)

i) D/H が大きく、開放感が高くなるにつれまともを欠く街路景観として知覚されている。これは隣接建築物との建物高さの差がより明確に見えてしまうためであると考えられる。外観の記述は、もっとも見えやすい角度である D/H=3 付近にて最も高い記述率となっている。ii) D/L が大きく、壁面の見えが大きくなるほどまともを得やすい。同時に外観・低層部への記述も多くなる。

### 8-3 定性的指標 (図10・表7各下段)

数値的な基準と別に「セットバックの有無<sup>(5)</sup>」「近代建築」「袖看板の有無」を指標に傾向を見た。まともに関してはどれも影響はほとんどなく、特に袖看板による街路景観の乱れは本研究対象地においてはほとんどない。外観・低層部に関する記述はそれぞれ大きな偏りを示した。近代建築に対する外観記述は想起時にも強く影響を及ぼしている。またセットバックによる公開空地の活用

によって低層部にも目を惹かれていることが分かる。

## 9 結論

大阪市建築美観誘導は「不愉快な景観をなくす」ために大阪都心部の6街路に対して、特に小規模建築物を減らすことを意図して建築面積・間口幅・階数に具体的な基準を設けた。制度制定から30年が過ぎた現在でも全体の半数以上が基準を満たせず、さらに不整形街区等では、基準を満たせないまま更新される建築物も多く、その運用方法に課題を抱えている。

また、特に誘導の進んでいる四ツ橋筋と特有の街区構成である土佐堀通、平均的な適合状況の堺筋を対象に行った知覚・想起実験から、部分的にはまとまった街路景観が知覚されるものの、全体的にはまとまりがない街路景観であることが分かった。一方で、3種類の district が線状に想起され、街路の各 district においてそれぞれの個性的な街路景観が体験される。

大阪市建築美観誘導の誘導基準は街路景観に対して、「まともを欠く形態の建築物の規制」にとどまっていると言える。また、誘導基準に適合しているにもかかわらず街路景観として非常にまともを欠くと判断された district や本制度において減らすべきとされるペンシルビルが統一感のある街路景観と捉えられている district もあることから、今後の取り組みには誘導したい都市像を明確にするとともに、積極的な景観誘導が必要と言える。

沿道建築物の物理的環境に対する記述要素の傾向から街路景観がまともを得るには、適当な建物高さの設定や間口幅を大きくすること等が必要だと分かった。そのため、今後の新しい取り組みとして、現行の誘導基準に建物高さの最高限度を加えることや敷地併合のための優遇策を設けること等が必要と考えられる。

#### 【補注】

- (1)大阪市建築美観誘導では「建築面積 200 m<sup>2</sup>以上」、「間口幅 10m 以上」、「階数 4 階又は 6 階以上」が具体的な数値基準として定められている。
- (2)御堂筋の本町・淀屋橋間には、御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱と地区計画が特別に適用されており、比較的整った街路景観が形成されているため、本研究の設定した課題がないものとし、研究対象より除外する。
- (3)建築面積は総合設計制度適用基準を参考とし、本制度の誘導基準である 200 m<sup>2</sup>に 500 m<sup>2</sup>を加え、200 m<sup>2</sup>未満、200 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満、500 m<sup>2</sup>以上とした。
- (4)「D/H は街路空間のバランスや開放感あるいは囲まれ感を規定」、「D/L は街路の統一性や連続性を感じさせる上で重要」(『景観用語辞典』)
- (5)本制度の記載内容を参考に、2m 以上の壁面後退を「セットバック有」とした

#### 【参考文献】

- 1) J・Jacobs、黒川訳 (1977) 『アメリカ大都市の死と生』 鹿島出版会
- 2) K・Lynch、丹下訳 (1968) 『都市のイメージ』 岩波書店
- 3) 壺坂 (2006) 「街路景観の形成に向けた建築物のコントロールについて—大阪府建築美観誘導制度を事例として—」 大阪市立大学大学院修士論文
- 4) 川上ら (2003) 「都市環境においてまともとして知覚される建物間の関係に関する考察」 日本都市計画学会論文集第 38-3 号、pp.715-720
- 5) 石田ら(2006) 「スケッチを用いたアンケートによる日仏の街路空間イメージの比較—日本の通りとフランスの Rue (通り)—」 日本都市計画学会論文集、41-3 号 pp.983-988

## 討 議 等

### ◆討議 [内田教授]

「まとまり」という主観的な記述要素について、被験者が共通した判断基準によって記述を行っていたのか？また、それらを踏まえた上で、28人の被験者から得られたデータには信頼性が高いのか？

◆回答：今回は、人が街路景観のまとまりをどのように知覚・想起するかについて、事前に誘導することなく自由に記述してもらうことによって明らかにすることを目的としていた。そのため、判断の方法は被験者毎に異なり、まとまりを「隣接建築物との共通点の有無」と判断した被験者や、まとまりを「整っているか否か」と判断した被験者がいた。ただし、最も多い判断基準であった「整っているか否か」によってまとまりを記述した被験者は20余人おり、既往研究から見ても十分信頼性の高いデータではあると考える。しかし、今回の分析では、判断基準の属性によって分析を行っておらず、分析結果には指摘の通り課題が残る。

### ◆討議 [倉方准教授]

この研究で参考にしているイメージしやすいという概念と街路景観の視覚的側面であるまとまりが必ずしも合致しないのでは？

◆回答：街路景観において想起される要因のひとつとして、視覚的なまとまりも含まれると考える。視覚的なまとまりによってのみ想起された **district** が複数あり、街路においては、視覚的側面がイメージに与える影響が大きいと言える。一方で、知覚時のまとまり記述が想起要因に直接影響を与えなかった地区については、指摘の通りイメージの概念と合致しなかった事例であると考えます。

### ◆討議 [横山教授]

建築物に対する「目立つ」という記述要素は、一連の街路景観の中における建築物の良し悪しを記述できないように感じるが、その方法は妥当だったのか？

◆回答：「目立つ」という要素の設定を行ったため、指摘の通り、とにかく目立つものばかり記述された。知覚時に目立つことが街路景観にどのように影響を与えるかについて、今回分析を行っておらず、課題としたい。しかし、想起実験における **landmark** と合わせて分析することで、ただ単に目立っている建築物と、印象に残りやす

い建築物とを差別化でき、イメージの中での街路景観に対して印象に残りやすい建築物がどのように想起されるかは明らかにできた。

### ◆討議 [横山教授]

大阪市建築美観誘導のこれまでの取り組みについてはどう評価しているのか？また、街路景観はどうあるべきなのか？

◆回答：大阪市建築美観誘導では「不愉快な景観を失くす」という目的に基づき誘導基準を設定している。しかし、実際には「不愉快」とされる建築物群もその街路の特徴となっており、各街路が様々な特徴を持つことで多様な街路景観が体験されている。今後の取り組みにおいて、制度制定当初の想いを踏まえながらも、街路を利用する人々にとってどのように捉えられるかを考慮しながら、行政と市民がともに形成できるような都市像の設定が必要だと考える。

### ◆討議 [内田教授]

論文タイトルに「その構成」を加えた意味は？

◆回答：知覚・想起時の要素記述と建築物・建築物群の物理的な形態との関係について分析することで、今後どのような街路景観を形成していくべきかという展望まで行うという意味を表現したかった。